

「マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会」運営規約

令和4年9月12日制定

(名称)

第1条 本会は、マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 ゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及に向け、官民が連携し、東京都内に多数集積する集合住宅における充電設備設置の取組等を促進することを目的に、協議会を設置する。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 集合住宅における充電設備の導入事例やノウハウ等の共有
- 2 集合住宅における充電設備の導入ニーズの共有及びマッチング
- 3 集合住宅に充電設備を導入するにあたっての課題等の共有及び連携協議
- 4 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条

- 1 協議会は、協議会の目的・活動に賛同し、集合住宅の充電設備設置に係る普及促進に資する取組等を実施している（実施を予定している場合を含む。）充電サービス事業者やマンション関連団体、エネルギー供給事業者、電気自動車等の販売会社等（以下「事業者・団体等」という。）をもって組織する。
- 2 都は、本条第一項に該当する事業者・団体等から入会の届出があったときは、協議会の目的を踏まえて協議会の会員と認める。また、都が協議会の目的のために必要と認めるときは、会員またはオブザーバーとすることができる。ただし、暴力団等反社会的活動やその他公共の活動として不適当なものに該当する事業者・団体等は、会員になることができない。
- 3 都は、協議会の目的を達成するに当たり、必要があると認められるときは、アドバイザーを置くことができる。
- 4 協議会の運営に関する事務については、事務局が行う。
- 5 会員は、協議会において次の行為を行うことはできない。
 - (1) 特定の政党の利害に関する政治活動
 - (2) 特定の宗教活動を支持する行為又はそれに類した宗教活動

- 6 会員は、都への届出により、協議会を退会することができる。また、都は、会員が本規約を遵守しないときや、協議会の名誉を棄損する等の行為があったときに、当該会員を退会させることができる。

(会議)

第5条

- 1 会議は、事務局が招集し、開催する。
- 2 会議には、会員及びオブザーバーが出席することができる。
- 3 都は、協議会の目的を達成するに当たり、必要があると認めるときは、前項以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 4 前項に基づく出席者等に、都の基準により定める報酬を支払うことができる。
- 5 会議資料及び議事要旨は、原則として公開するものとする。ただし、会議資料については、事務局が必要と認める場合又は会員から申出があった場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第6条 都は、第3条に掲げる個別の内容について特に必要と認めるときは、分科会を設置することができる。分科会の構成員は、都が指名する。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、環境局気候変動対策部家庭エネルギー対策課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年9月12日から適用する。